

今ノ婦女ノ小袖ノ模様ノ如ク、各其人ノ欲スルニ從ヘルナルベシ、必義アル事トセンハ鑿ナリ、
〔太平記〕^九山崎攻事附久我暇合戰事

尾張守^{○名家}越ハ、元ヨリ氣早ノ若武者ナレバ、今度ノ合戰、人ノ耳目ヲ驚ス様ニシテ、名ヲ揚ンズ

ル者ヲト、兼テ有増ノ事ナレバ、^{○中略}黃瓦毛ノ馬ノ太ク逞キニ、三本唐笠^{○家紋}ヲ金具ニ磨キタル

鞍ヲ置キ、^{○下略}

〔伊豫 吉田 御家系譜〕村信公^{○伊達氏}

同年^{○寶曆}七年 三月五日、御在所御乗船、四月五日、御著府、右御參府ヨリ、竹ニ雀御紋所、只今迄御武器

計御附被成候處、遠州様へ被仰達、御召物其外迄も、外笹御附被成候様相極、

〔御家舊記〕一同^{○寛文}八年、御船印日ノ丸、公義御船印ニ相成候故、此方様^{○伊達氏} 御船印、九曜ノ丸

ニ改ル、

〔雲萍雜志〕^三予^{○柳澤}がいとけなき時までは、忍び提灯といふものありて、貴人の私用に之のび

て夜行なごせらる、折などは、提灯に替りたる紋を去るしてともせしが、その事流布して、誰も

誰もかはり紋をつけざる者なし、これはもと、人にその人ご去られまじき爲の用意なりとぞ、さ

れば公卿武家に限るべし、旗に紋を染め、幕に紋をつくるは、誰某と知らするためなり、農人町家

までも今は紋ありて、定紋のあらそひあれども、もとより農夫商賈などには、紋はなきはづなり、

羽織といふものは、道服にて禮服にあらず、これに紋をつくること、いよくいはれなしとおも

ひぬ、世の中のうち行ありさま、多くはみなかくのごとし、

〔御家舊記〕同^{○貞享}四年、御家中^{○宇和島} 挑灯爲相印、面々定紋之上へ、割九曜附之、

〔八水隨筆〕金華先生、鬼の首をてうちんの紋に付けられしを、徂徠先生の見給ひて、金華が物ずき

の俗なると笑はれしと也、